

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成15年10月2日

内閣総理大臣 殿

熊本県富合町長 上田 道晴

平成15年8月29日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定及び法附則第3条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

記

1. 変更事項

- 5 構造改革特別区域計画の意義
- 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果
- 8 特定事業の名称
- 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

2. 変更内容

別紙のとおり。

【変更箇所の比較表】

変更前	変更後
<p>5 構造改革特別区域計画の意義 (略)</p> <p>そこで、これらの課題に対応するため、小中一貫教育を導入し、小・中学校間での指導の重複を省き、教科指導の効率を高めることにより、小学校教育課程から中学校教育課程へのスムーズな移行や系統性・計画性のある教育の充実を図るとともに、国際化・情報化等の社会の変化や子どもの個性へ対応した新たな教科を創設する。</p> <p>このことによって、他の地域にない特色ある学校教育の実現を目指すことができる。なお、この計画を本町のような地域性を持った公立学校で実践・検証することによって、全国的に取組み可能な分野も見出せるものとする。</p>	<p>5 構造改革特別区域計画の意義 (略)</p> <p>そこで、これらの課題に対応するため、小中一貫教育を導入し、小・中学校間での指導の重複を省き、教科指導の効率を高めることにより、小学校教育課程から中学校教育課程へのスムーズな移行や系統性・計画性のある教育の充実を図るとともに、国際化・情報化等の社会の変化や子どもの個性へ対応した新たな教科を創設する。</p> <p><u>また、小学校からの英語教科教育や国語、算数・数学といった基礎教科に授業時数を重点的に配分し、上学年の教科書の早期給与を受けその内容を一部取り入れながら、継続性・発展性のある教育を展開していくものとする。</u></p> <p>このことによって、他の地域にない特色ある学校教育の実現を目指すことができる。なお、この計画を本町のような地域性を持った公立学校で実践・検証することによって、全国的に取組み可能な分野も見出せるものとする。</p>
<p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果 (略)</p> <p>(7) 小中一貫教育の導入による教育課程の研究開発により、教師自身の研修意欲や指導力も高まることになり、公立学校としての信頼性が高まることが期待される。</p>	<p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果 (略)</p> <p>(7) 小中一貫教育の導入による教育課程の研究開発により、教師自身の研修意欲や指導力も高まることになり、公立学校としての信頼性が高まることが期待される。</p> <p><u>(8) 教科書の早期給与を受け、上学年の内容を一部取り入れることによって、基礎教科(国語、算数・数学)における発展的な学習のあり方や、小学校における英語教科教育のあり方について具体的な方向性を発信できると思われる。</u></p>

8 特定事業の名称

構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 上学年の教科書を下学年の児童生徒に給与できる特例(819)の措置への申請

本計画において実施する中期(小5)からの英語の授業や国語科、算数・数学科における上位学年の内容の学習に対応するため、特区において実施することができる特例の第2次提案で追加された上記の特例措置(819)の認定を受ける予定である。なお、本特例措置が認められる10月以降での本計画の申請では、予算的な面、人的な面での対応を考慮すると期間的に余裕がなく、来年度実施に支障をきたす恐れがあるので、本計画申請を7月に行い、10月以降に本特例措置を受けるべく変更申請を行う予定である。

(2) 転入生等に対する補足的な授業に係る非常勤講師の雇用

中期以降における転入学時の課題となる、他校との異なるカリキュラムに伴う授業内容等の差を埋めるため、転入生に対し、国語、算数・数学、英語に関する補足的な授業を一定期間行うこととする。該当する子どもの様子を見ながら、正規の授業に対応できると判断されるまでの間、授業時間内での個別指導及び週2～3回程度の課外授業により指導を行う。なお、これらの取り組みに伴い教職員での対応が不足する場合には、本町で教職員免許を有する者を非常勤講師として雇用し対応したいと考える。

(3) 内部評価及び保護者や学校評議員による外部評価の実施

平成16年度以降、毎年、年度末において事業に対する教職員による内部評価及び保護者や学校評議員による外部評価を行い、翌年度への取組みに反映させる。

8 特定事業の名称

構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)

構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業(819)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 転入生等に対する補足的な授業に係る非常勤講師の雇用

中期以降における転入学時の課題となる、他校との異なるカリキュラムに伴う授業内容等の差を埋めるため、転入生に対し、国語、算数・数学、英語に関する補足的な授業を一定期間行うこととする。該当する子どもの様子を見ながら、正規の授業に対応できると判断されるまでの間、授業時間内での個別指導及び週2～3回程度の課外授業により指導を行う。なお、これらの取り組みに伴い教職員での対応が不足する場合には、本町で教職員免許を有する者を非常勤講師として雇用し対応したいと考える。

(2) 内部評価及び保護者や学校評議員による外部評価の実施

平成16年度以降、毎年、年度末において事業に対する教職員による内部評価及び保護者や学校評議員による外部評価を行い、翌年度への取組みに反映させる。

(4) ホームステイ事業

小中一貫教育スタート時に英語授業を始める中期（小5）の子どもたちが、後期（中2～中3）に入る平成19年度から姉妹校からのホームステイを受け入れるとともに、平成20年度には生徒が海外へのホームステイを開始する予定である。

(3) ホームステイ事業

小中一貫教育スタート時に英語授業を始める中期（小5）の子どもたちが、後期（中2～中3）に入る平成19年度から姉妹校からのホームステイを受け入れるとともに、平成20年度には生徒が海外へのホームステイを開始する予定である。

【変更箇所の比較表】

変更前	変更後
<p>構造改革特別区域計画認定申請書（別紙）</p> <p>1 特定事業の名称 8 0 2 構造改革特別区域研究開発学校設置事業 ・ ・</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 （ 2 ）教育課程の基準によらない部分 ・ ・ ・</p> <p>道徳の時間と特別活動を融合・再構築し、新しい教科として児童生徒が将来の人生を切り拓いていく力を育成する「生き方創造科」を創設する。</p> <p>なお、上記 、 において必要となる上学年の教科書については、特区において実施することができる特例の第 2 次提案で追加された特例措置（ 8 1 9 ）の認定を受けるため、平成 1 5 年 1 0 月以降に変更申請を行う予定である。</p>	<p>構造改革特別区域計画認定申請書（別紙）</p> <p>1 特定事業の名称 8 0 2 構造改革特別区域研究開発学校設置事業 ・ ・</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 （ 2 ）教育課程の基準によらない部分 ・ ・ ・</p> <p>道徳の時間と特別活動を融合・再構築し、新しい教科として児童生徒が将来の人生を切り拓いていく力を育成する「生き方創造科」を創設する。</p>

【変更箇所の比較表】

変更前	変更後
なし	<p>構造改革特別区域計画認定申請書（別紙）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定事業の名称 819 構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 富合町立富合小学校及び富合中学校 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 平成16年4月1日 4 特定事業の内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業に関与する主体 富合町立富合小学校及び富合中学校 (2) 事業が行われる区域 富合町の全域 (3) 事業の実施期間 平成16年4月1日より (4) 事業により実現される行為や整備される施設などの詳細 <ul style="list-style-type: none"> ・本区域においては、平成15年8月29日付けで構造改革特別区域研究開発学校設置事業による構造改革特別区域計画の認定を受けている。 ・構造改革特別区域研究開発学校設置事業（802）による教育課程の弾力化を実践するにあたって必要となる中期（小学校5年から）の英語教科教育や、基礎教科（国語、算数・数学）における授業時数の重点配分による上学年の内容を学習するため、教科書の早期給与を受ける。 5 当該規制の特例措置の内容 教科書の早期給与を受ける児童生徒数及び早期給与する教科書の種類・冊数の見込み <p style="text-align: center;">【平成16年度】</p>

学年	生徒数	当該学年	国語	算数	数学	英語
		早期給与				
小学5年	75	小5	75	75		
		小6	75	75		
		中1				75
小学6年	57	小6	57	57		
		中1	57		57	57
中学1年	74	中1	74		74	74
		中2	74		74	74
中学2年	75	中2	75		75	75
		中3	75		75	75
中学3年	70	中3	70		70	70
		-	-	-	-	-

小学5、6年の英語については、中学1年の英語の教科書を受ける。
 中学3年については、当該学年のみ給与を受ける。

【平成17年度】

学年	生徒数	当該学年	国語	算数	数学	英語
		早期給与				
小学5年	68	小5	68	68		
		小6	68	68		
		中1				68
小学6年	75	小6				
		中1	75		75	
中学1年	57	中1				
		中2	57		57	57
中学2年	74	中2				
		中3	74		74	74

中学3年	75	中3	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
中学3年については、当該学年の給与はない。						